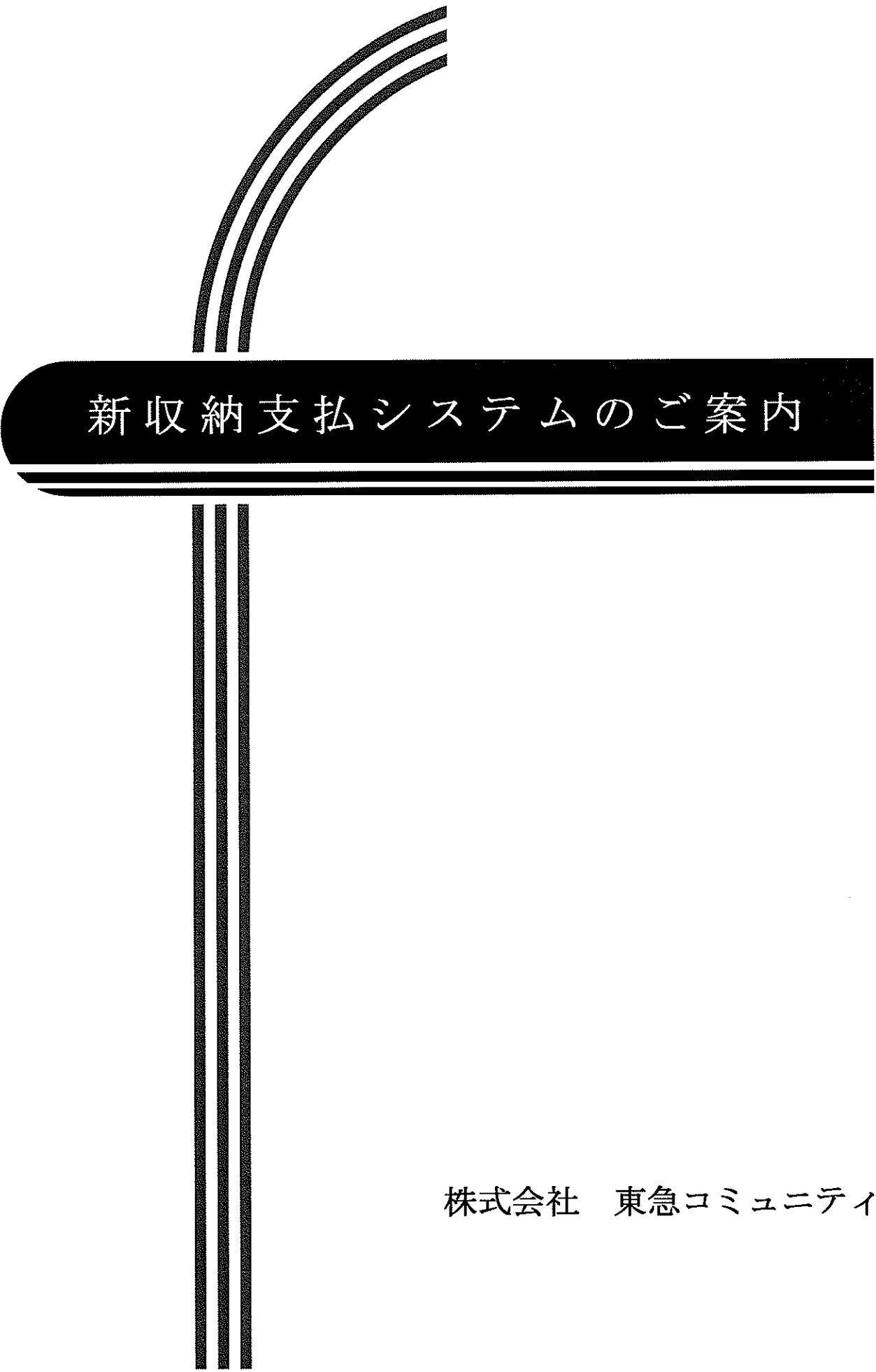




新収納支払システムのご案内

株式会社 東急コミュニティー

目 次

	ページ
1. 新収納支払システムの概要 (別添リーフレットご参照)	・・・ 1
2. 新収納支払システムの特徴	・・・ 1
3. 現行との比較	・・・ 2～3
4. ご変更のためのお手続きの流れ、ご提出いただく書類	・・・ 4～5
5. 「ロックアカウントを利用した収納・支払事務サービス」について	・・・ 6～9
6. ご変更にあたってのご確認事項	・・・ 10
7. 月次スケジュール (目安)	・・・ 11

1. 新収納支払システムの概要

新収納支払システムは、管理費等の収納から管理組合費用の支払まで、管理組合の資金を安全・確実に管理するシステムとなっております。

管理費等の収納金は、弊社の口座を経由することなく管理組合名義の預金口座へ入金されます。支払に関しましても、弊社が作成します支払データに基づき、理事長が携帯電話（またはパソコン）を利用し、ウェブ上で支払承認していただくことにより、管理組合名義の預金口座から支払資金を払出し、支払先へ振り込まれます。

この新収納支払システムはマンション管理業界では他に例がなく、三菱東京UFJ銀行の協力の下に開発いたしました新たな仕組みで、弊社と三菱東京UFJ銀行が提供するサービスです。

※ 詳細は別添のリーフレットをご参照ください。

なお、新収納支払システムにつきましては、平成21年12月に弊社と三菱東京UFJ銀行が共同で特許の出願をしております。

2. 新収納支払システムの特徴

その1 安全性の確保

- ・管理費等の収納は、管理組合が銀行に委託するため、管理組合名義の預金口座へ入金されます。
- ・直接現金に触れることなく、収納から支払まで完了します。

その2 透明性の向上

- ・管理費等の収納金は収納した総額が、会計区分ごとに管理組合名義の預金口座へ入金されます。
- ・管理組合費用は、支払承認者(理事長等)が支払いを承認したもののみ支払われます。

その3 利便性の向上

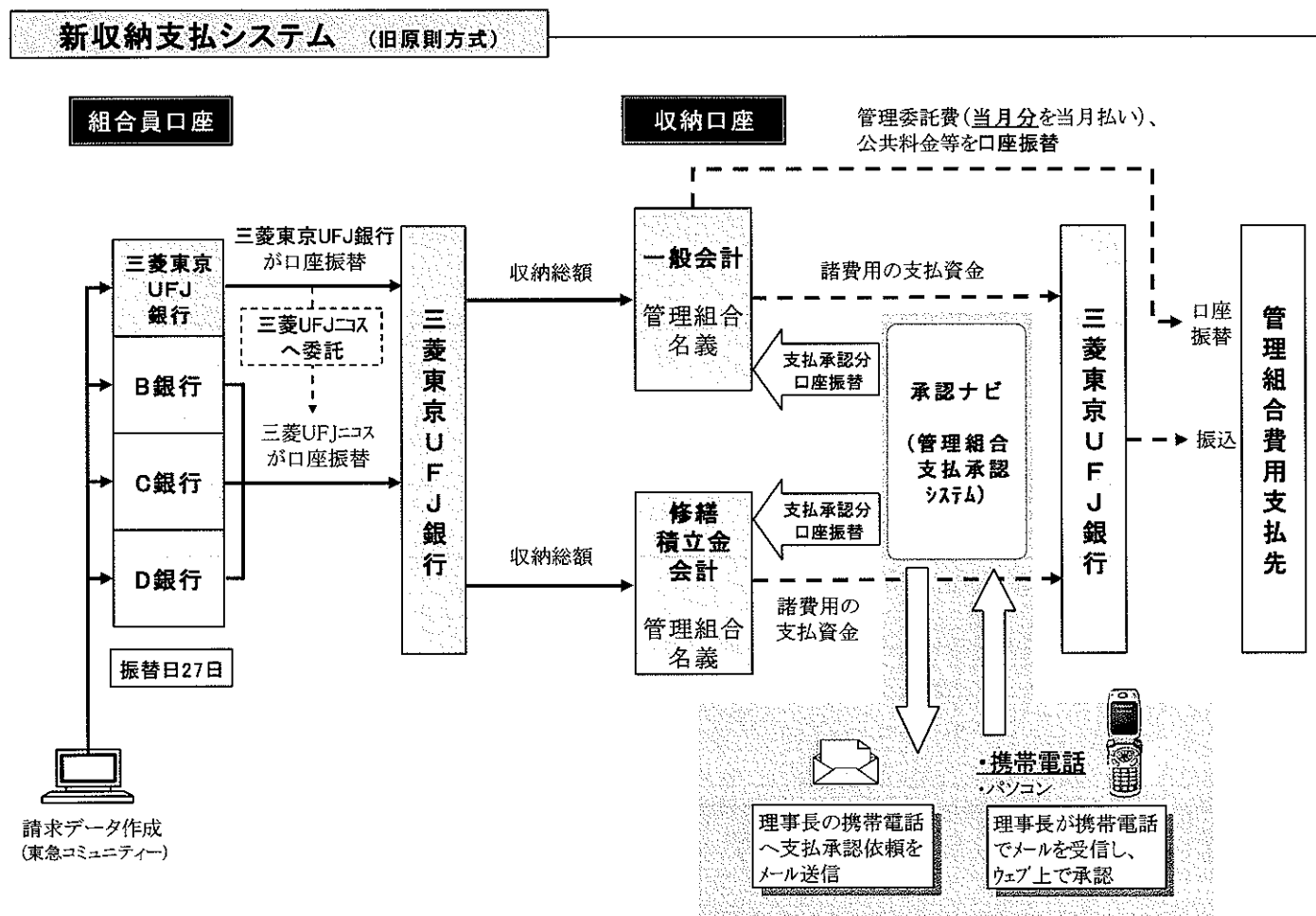
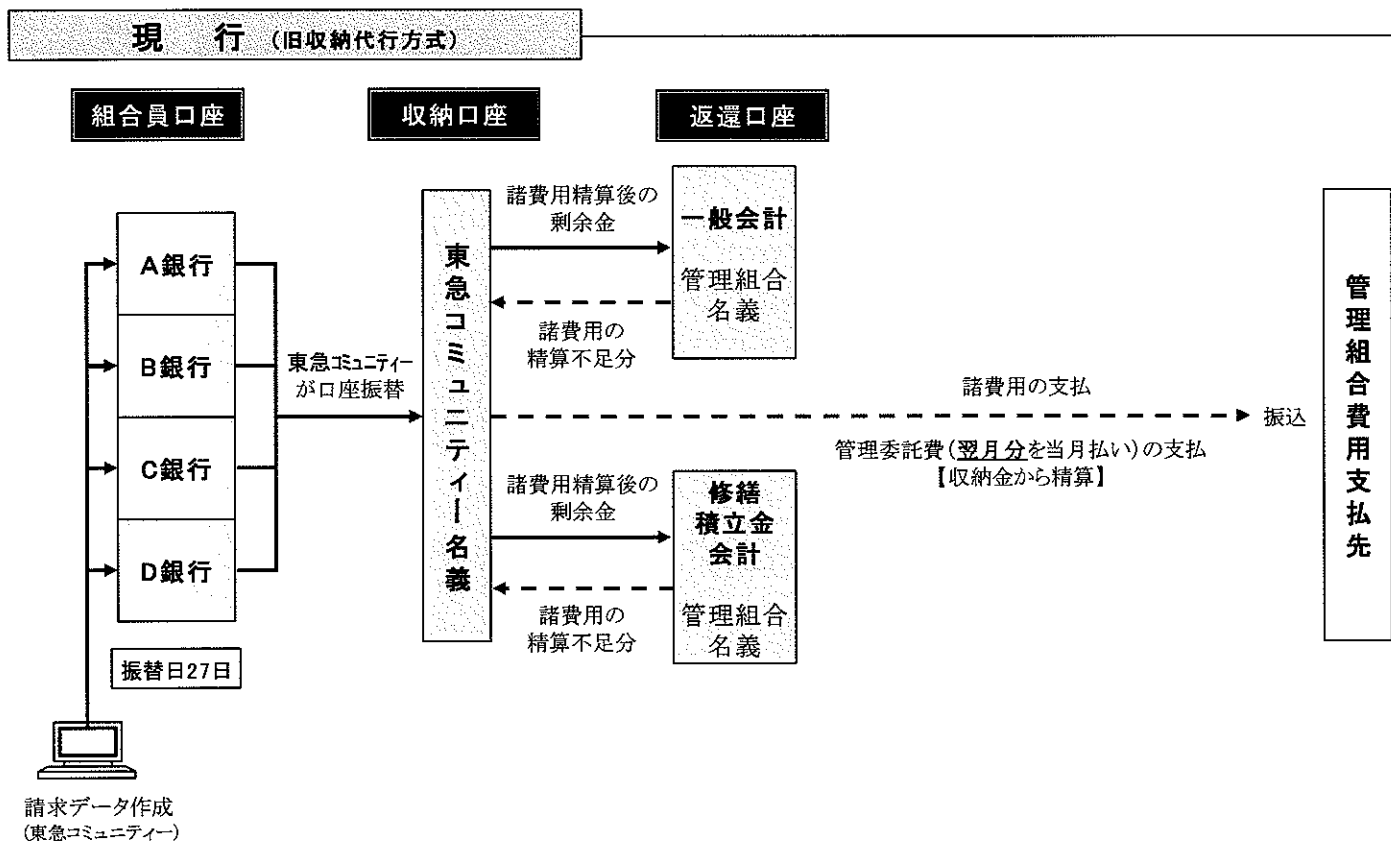
- ・管理費等の口座振替は、多くの金融機関で利用できます。(約1,300の金融機関)
- ・支払承認は、携帯電話（又はパソコン）で24時間ご都合が良い時にウェブ上で出来るため、時間と場所の制約がありません。

3. 現行との比較

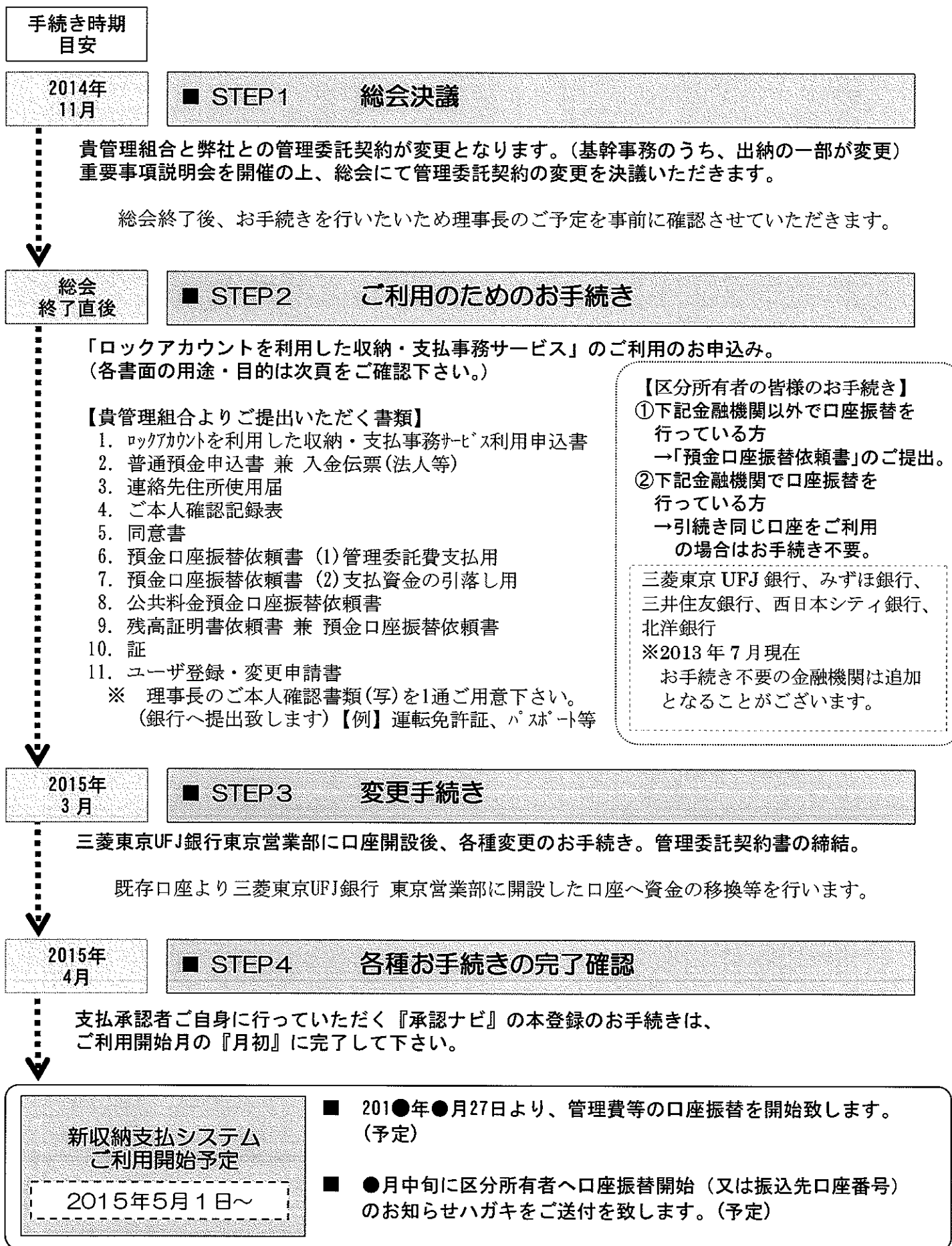
主な変更点

	項 目	現 行	新収納支払システム	備 考
1	財産の 管理方法	<u>管理組合資金に 弊社が直接関与する方式</u> ① 管理費等を収納する方法 ・弊社が金融機関に委託 ・弊社名義の収納口座に収納 ② 費用の支払方法 ・管理組合より発注の承認を得て、弊社名義の収納口座から弊社単独で支払 ③ 保証措置 ・法律上の義務あり (毎月及び定期的に収納する管理費等の1ヶ月分相当額を限度として、保証) ④ 管理費等の収納口座から保管口座への移換 ・収納金から費用を差引、残金を翌月20日までに保管口座へ移換	<u>管理組合資金に 弊社が直接関与しない方式</u> ① 管理費等を収納する方法 ・管理組合が金融機関（三菱東京UFJ銀行）に委託 ・管理組合名義の収納口座に収納 ② 費用の支払方法 ・管理組合より発注の承認及び支払の承認を得て、管理組合名義の口座から支払 ③ 保証措置 ・法律上の義務なし (下記に該当するため) a) 弊社が管理費等の収納をしない。 b) 弊社が管理組合名義の収納口座の印鑑等を管理しない。 ④ 管理費等の収納口座から保管口座への移換 ・不要 (下記に該当するため、法律上の義務なし) a) ③の a)、b)に該当。 b) 移換不要の管理組合の承認。	1) 法（施行規則）改正前の方式 〈現行〉 収納代行方式 〈新収納支払システム〉 原則方式 2) 収納口座： 日常的に資金を出し入れする口座 保管口座： 日常的に資金を出し入れしない口座 3) 新収納支払システムは、保証措置が不要な財産の管理方法ですが、引き続き保証措置は行います。 4) 管理費等を収納口座から保管口座への移換が不要とする管理組合の承認は、管理委託契約書に記載します。
2	管理費等 口座振替 手数料	管理委託費に含まれており、 弊社が負担	管理委託費に含めず、 管理組合が負担	管理組合が銀行に委託するため、管理組合が負担することになります。
3	管理費等 収納金の 収納口座	弊社名義口座	管理組合名義口座 (三菱東京UFJ銀行 東京営業部)	収納及び支払の流れを効果的に行うため、口座を開設する金融機関を限定します。
4	管理組合 名義口座 の通帳	通帳あり	「照合表口」のため、通帳なし ※通帳に代わり、三菱東京UFJ銀行よりお取引明細書を発行	通帳がないため、紛失等の恐れがなくなります。
5	管理委託費 の支払	翌月分を当月に支払い	当月分を当月に支払い	管理委託費の前払金がなくなり、安全性が向上します。
6	有価証券の 買付方法	毎月、管理費等の収納金から管理組合の費用を精算した残額で自動買付	管理費等の収納金の総額が管理組合名義の口座に入金されるため、自動買付は不可	

フロー上での比較



4. ご変更のためのお手続きの流れ、ご提出いただく書類



ご提出いただく書類

No.	書 類 名	目 的
1	ロックアカウントを利用した 収納・支払事務サービス利用申込書	弊社及び三菱東京UFJ銀行への本サービス利用の申込みのため。 【サービス利用規定 第三条第1項】
2	普通預金申込書 兼 入金伝票(法人等) (三菱東京UFJ銀行)	管理費等の収納金を入金する、管理組合名義の口座を開設するため。 【サービス利用規定 第三条第2項】 ※ 三菱東京UFJ銀行 東京営業部に、必要会計数分の口座を開設します。
3	連絡先住所使用届	「お取引明細表」及び「残高証明書」の送付先を、弊社にするため。 ※ 原本は、弊社で組合会計業務の事務処理に使用後、管理組合へお引渡しいたします。
4	ご本人確認記録表	法令により、金融機関にはお客様のご本人確認の記録及び保管が義務付けられているため。 ※ ご本人確認書類(運転免許証・写 等)と、併せてご提出いただく三菱東京UFJ銀行所定の書面。
5	同意書	「ロックアカウントを利用した収納・支払事務サービス利用申込書」で指定した口座の入出金情報を弊社が取得することについて、管理組合に同意確認していただくため。 【サービス利用規定 第五条第1項、第九条第1項】 ※ 三菱東京UFJ銀行 東京営業部に開設した口座の入出金情報は、弊社で組合会計業務の事務処理を行うため全て取得します。
6	預金口座振替依頼書 (1) 管理委託費支払用	三菱東京UFJ銀行 東京営業部に開設した口座から、管理委託費を口座振替の方法により弊社へお支払いいただくため。 ※ 一般会計の口座より、口座振替します。
7	預金口座振替依頼書 (2) 支払資金の引落し用	三菱東京UFJ銀行 東京営業部に開設した口座から、支払承認を得た支払資金を、支払先への振込を行う三菱東京UFJ銀行へ移換えるため。 【サービス利用規定 第八条第2項】 ※ 三菱東京UFJ銀行 東京営業部に開設した全ての口座分、提出いただきます。
8	公共料金預金口座振替依頼書	三菱東京UFJ銀行 東京営業部に開設した口座から、公共料金等を口座振替の方法によりお支払いいただくため。 ※ 一般会計の口座より、口座振替します。
9	残高証明書依頼書 兼 預金口座振替依頼書	三菱東京UFJ銀行 東京営業部に開設した口座の残高証明の定期発行を、事前に銀行へ依頼するため。
10	証	金融機関はお名前が完全一致しないと振込等は受付けませんが、お名前が完全一致せずとも、あらかじめ本書で届出たお名前宛の振込等の受付けを可能とするため。 ※ 振込者が貴管理組合の名称を簡略化して振込みしても貴管理組合名義口座へ振込まれるよう、想定される名称を全て記入します。
11	ユーザ登録・変更申請書	「承認ナビ」の利用者(携帯電話等により管理組合費用の支払承認をする方)を登録するため。 【サービス利用規定 第十一条第1項】

5. 「ロックアアカウントを利用した収納・支払事務サービス」について

- 新収納支払システムにおける「ロックアアカウントを利用した収納・支払事務サービス」は、弊社と三菱東京UFJ銀行がご提供しております。
- 新収納支払システムへのご変更にあたっては、「ロックアアカウントを利用した収納・支払事務サービス利用規定」にご同意頂き、「ロックアアカウントを利用した収納・支払事務サービス利用申込書」をご提出頂くことによりサービス開始の準備が整います。
- 「ロックアアカウントを利用した収納・支払事務サービス利用規定」は、新収納支払システムにおける出納業務の内容を詳細に明示したものです。（下記、「ロックアアカウントを利用した収納・支払事務サービス利用規定（写）」をご参照下さい。）
- 「ロックアアカウントを利用した収納・支払事務サービス利用申込書」は、弊社と三菱東京UFJ銀行宛になっておりますが、特に三菱東京UFJ銀行に対する本サービス利用の契約書に代わるものになります。

ロックアアカウントを利用した収納・支払事務サービス利用規定（写）

（規定の適用範囲）

第一条 本規定は、株式会社東急コミュニティー（以下「甲」という。）が管理事務等を受託したマンション管理組合又はその管理者（以下「管理組合等」という。）が、管理費、修繕積立金、専用使用料その他の金銭（以下「管理費等」という。）の収納事務並びに管理組合等の費用（資金移動のための支出等を含み、以下「費用等」という。）の支払事務の実施に際し、甲及び株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「乙」という。）が提供する「ロックアアカウント（※）」を利用した収納・支払事務サービス（以下「本件サービス」という。）の利用をする場合に適用するものとします。

（※）三菱東京UFJ銀行名義の専用口座で、予め資金の引き出しや振込み方法が定められているため、資金移動の際に目的外利用が防止されます。

（目的）

第二条 管理組合等は、より安全な管理組合財産の分別管理の実現のために、本件サービスを利用するものとします。

（本件サービスの申込）

第三条 管理組合等は、本規定の各条項に同意した上で、甲を通じ、乙に対して「ロックアアカウントを利用した収納・支払事務サービス利用申込書」及びその他乙が指定した書類（以下あわせて「利用申込書等」という。）を提出し、乙がこれを承諾した場合に限り、本件サービスの提供を受けることができます。但し、乙の審査の結果、利用申込が承諾されなかったとしても異議を申し立てないものとします。

- 2 管理組合等は、本件サービスを利用するにあたり、乙の東京営業部に管理組合等名義の口座（管理費等を収納する照合表口の預金口座。以下「本口座」という。）を開設するものとします。
- 3 前項の本口座からの払出は本規定第七条の手続きによるものとし、乙の本支店で払出は行わないものとします。但し、止むを得ず払出す場合は、管理組合等の指示に基づき甲が乙の東京営業部にて手続きを行うものとします。

（ロックアアカウントの取扱い）

第四条 乙が、管理費等の収納事務に使用するために開設した専用口座を「ロックアアカウントA」といいます。

「ロックアアカウントA」は以下の通り利用するものとします。

- 一 区分所有者等から口座振替若しくは振込により支払われる管理費等の入金口座。
- 二 前号にて入金された管理費等を本口座又は管理組合等が指定した管理組合等名義以外の口座に対し、振り込む際の出金口座。
- 2 乙が、費用等の支払事務に使用するために開設した専用口座を「ロックアアカウントB」といいます。

「ロックアアカウントB」は以下の通り利用するものとします。

 - 一 乙の東京営業部に開設された本口座から口座振替により引き落とされる費用等支払資金の入金口座。
 - 二 前号にて入金された費用等を、振込の方法により支払う際の出金口座。

- 3 乙は、ロックアカウントA及びロックアカウントBの残高について一切の金利を付さないものとします。
- 4 ロックアカウントA及びロックアカウントBへの入金、国内円貨資金のみとします。

(管理費等の収納事務)

第五条 管理組合等は、乙に対し、区分所有者の預金口座から口座振替の方法により管理費等をロックアカウントAへ収納する事務を委託するものとします。但し、口座振替請求データの作成及び乙とのデータ授受については管理組合等に代わり、甲が行うものとします。

- 2 乙は、本条の事務の全部又は一部を、三菱UFJニコス株式会社（以下「丙」という。）に再委託することができるものとし、当該再委託については、第十五条の規定に従うものとします。
- 3 前二項に基づく管理費等の口座振替は、毎月27日（銀行休業日の場合は翌営業日とする。）に行うものとします。

(管理費等の収納金の振込口座への振込事務)

第六条 乙は、ロックアカウントAから管理費等を本口座又は管理組合等が指定した管理組合等名義以外の口座に、前条第3項の口座振替日の翌月20日（銀行休業日の場合は翌営業日とする。）までに振込の方法により支払うものとします。

- 2 前項の振込は、管理組合等の会計区分ごとの入金合計額とします。
- 3 乙及び乙の再委託先である丙は、前条の管理費等の収納から本口座又は管理組合等が指定した管理組合等名義以外の口座へ振り込むまでの金員について、預り証又は残高証明の発行はしないものとします。

(費用等の支払承認)

第七条 管理組合等は、本件サービスにおける費用等の支払について、甲が割り当てたユーザID及び管理組合等が登録したパスワードを利用して支払承認を行うシステム（以下、「管理組合支払承認システム」という。）により、承認を行うものとします。尚、支払データの作成及び管理組合支払承認システムへの登録は甲が行うものとします。

- 2 甲が割り当てたユーザID、管理組合等が登録したパスワード及びパスワード再発行の質問項目と回答の保管、及び管理組合等が管理組合支払承認システムで支払等の承認を行う際のユーザID及びパスワードの照合を、乙が紹介し甲の委託に基づき株式会社アグレックスが開発及び管理している管理組合支払承認システムにて行うものとし、乙はそれを認めるものとします。
- 3 乙は第1項で承認された費用等について、第八条及び第九条に基づき支払先に支払うものとします。
- 4 株式会社アグレックスは善良なる管理者の注意義務をもって、ユーザID、パスワード、パスワード再発行の質問項目と回答及び費用等の支払データを管理し、甲に対してもパスワード及びパスワード再発行の質問項目と回答は一切開示しないものとします。
- 5 甲・乙及び株式会社アグレックスは、管理組合等が支払承認しなかったことによる支払先の損害については、責任を負わないものとします。

(費用等支払資金の口座振替事務)

第八条 管理組合等は、乙に対し、本口座から口座振替の方法により管理組合等が前条に基づき承認した費用等支払資金をロックアカウントBへ振り替える事務を委託するものとします。但し、費用等口座振替データの作成及び乙とのデータ授受については管理組合等に代わり、甲が行うものとします。

- 2 管理組合等は、乙に対し、「預金口座振替依頼書」を提出するものとします。
- 3 第1項に基づく費用等支払資金の口座振替は、毎月9日、19日、並びに25日（銀行休業日の場合は翌営業日とする。）に行うものとします。

(費用等の支払事務)

第九条 乙は、第八条で本口座から振り替えた費用等を、ロックアカウントBから振込の方法により支払先に支払うものとします。但し、費用等振込データの作成及び乙とのデータ授受については管理組合等に代わり、甲が行うものとします。

- 2 支払先へは、管理組合等に代わり甲名義で支払うものとします。
- 3 前二項に基づく費用等の支払は、前条第3項の口座振替日の翌営業日以降で甲が指定する銀行営業日に行うものとします。

- 4 乙は、前条の費用等支払資金の口座振替から支払先へ振り込むまでの金員について、預り証又は残高証明の発行はしないものとします。

(手数料)

第十条 管理組合等は、第五条に規定する口座振替にかかる乙所定の手数料について、当月分を翌々月末日までに支払うものとします。

- 2 前項の手数料は、乙が本件サービスを利用する全ての管理組合等にかかる合計金額を毎月甲に請求し、甲は管理組合等に代わり支払うものとします。
- 3 甲は、前項の請求に関わる管理組合等毎の手数料を毎月算出し、各管理組合等へ請求するものとします。なお、甲及び乙は当該請求に関わる請求書は発行しないものとします。
- 4 第1項の手数料を、金融情勢等の理由により変更する場合は、乙は甲に事前に書面による通知をし、甲は書面を受領後速やかに管理組合等へその通知を提示することにより変更できるものとします。
- 5 本条の規定する手数料に賦課される消費税、地方消費税は管理組合等の負担とし、消費税法等の税制の制定又は改廃により、税率等の改定があった場合、管理組合等は改訂後の税額を負担するものとします。

(届出事項)

第十一条 管理組合等は甲に対し、「ユーザ登録・変更申請書」により、管理組合名、支払承認を行う者（以下「利用者」という。）の氏名、住所、電話番号及びその他本件サービスの利用において必要な情報を届け出て利用者登録を行うものとし、これらの届出事項に変更があった場合及び利用者登録を解除する場合には、直ちに書面をもって甲に届け出るものとします。

- 2 管理組合等と甲との間において「ロックアカウントを利用した収納・支払事務サービス利用規定」に基づき、本件サービスが継続している場合は、他に利用者登録された者がいない限り利用者登録の解除はできないものとします。
- 3 利用者が前二項の手続を行わなかったことにより、利用者へ支払承認依頼通知が届かないなどの事態が生じたとしても甲は何ら責任を負いません。

(利用者)

第十二条 利用者は次の各号のいずれかに該当するものとし、本条第2項から第10項に同意した上で利用者登録の届け出を行うものとします。

- 一 管理組合の理事長又は管理者
- 二 前号の者が指定した管理組合の理事

- 2 前項の条件を満たした場合においても、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、管理組合等に対し利用者の変更を求めることができるものとします。

- 一 ユーザ登録・変更申請書の内容等に虚偽、不正等があった場合
- 二 偽名その他社会で通用していない人名や他人の名前を自己の利用申込者名とした場合
- 三 その他本件サービスの利用者としてふさわしくないと甲が判断した場合

- 3 日本国外に居住する場合、又は日本国外に長期間居住する間は、利用者になれないものとします。

- 4 利用者は、本件サービスの利用に際し、次の各号に該当する行為又は該当する恐れのある行為をすることができないものとします。

- 一 公序良俗に反する行為
- 二 犯罪的行為に結びつく行為
- 三 法令に違反する行為
- 四 不正又は虚偽の内容で本件サービスを利用する行為
- 五 他の利用者、甲、株式会社アグレックス、又は第三者の財産、信用、名誉、プライバシー等を侵害する行為
- 六 本件サービスの運営を妨げたり、他人になりすまして本件サービスを利用したりするなど、他の利用者、甲、株式会社アグレックス又は第三者に不利益を与える行為

- 5 利用者は、本件サービスを利用するために必要な携帯電話その他の通信機器等を自ら用意するものとし、本件サービスの利用にかかる通信費等は当該管理組合等又は利用者が負担するものとします。

- 6 利用者は、本件サービスを利用して、管理組合等の費用等について支払を承認したこと、又は承認期限までに承認しなかったことによる結果については責任を持つものとします。

- 7 利用者が、本条の定めに従ったことにより他の利用者、甲、株式会社アグレックス又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を被ったものに対し賠償する責任があるものとします。
- 8 利用者は、ユーザIDとパスワードを、本件サービスを利用する目的で他人に使用させたり、譲渡、売買したりすることはできないものとします。
- 9 利用者は、ユーザID及びパスワードの管理、使用について責任を持つものとし、当該ユーザID又はパスワードを用いて本件サービスを利用した結果について一切の責任を負うものとします。甲、乙及び株式会社アグレックスは、当該ユーザIDとパスワードが他人によって使用されたことによる結果や損害については一切責任を負いません。
- 10 甲、乙、及び株式会社アグレックスは、特段の事情がない限り、ユーザIDとパスワードは当該利用者が使用しているものと判断し、当該ユーザIDとパスワードが利用者本人によって使用されているかどうかについて、調査・確認する義務を負いません。

(損害の賠償)

- 第十三条 本件サービスに関し、管理組合等、甲、乙並びに株式会社アグレックスが故意又は重大な過失により本件サービスの関係当事者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならないものとします。但し、損害賠償の範囲は、現実が生じた通常かつ直接の損害に限定するものとします。
- 2 管理組合等、甲、乙並びに株式会社アグレックスは、関係当事者の責めに帰することのできない事由から生じた直接又は間接の損害については一切責任を負わないものとします。

(守秘義務)

- 第十四条 甲、乙、丙及び株式会社アグレックス（以下、「四社」という。）は、本件サービスを行うことにより知り得た情報について、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱い、法令等に基づき開示請求された場合を除き、第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、四社はそれらの役員及び従業員にも同様の秘密保持義務を負わせるものとします。本件サービスの提供が終了した後においても、同様とします。

(再委託)

- 第十五条 甲及び乙は、本件サービスの円滑な遂行のため、自らの裁量及び責任のもと本件サービスの全部又は一部を第三者（以下「委託先」という。）に再委託することができるものとします。この場合、再委託を行った当事者は、委託先に対して第十四条と同趣旨の守秘義務を課すものとします。
- 2 前項の規定に基づいて、再委託を行った当事者は、委託先の行った業務の内容について、本件サービスの関係当事者に対して責任を負うものとします。

(規定の改定)

- 第十六条 甲及び乙は、管理組合等に事前に通知することなく本規定並びに甲及び乙が指定した書類を変更することができるものとします。但し、管理組合等の手続きに重大な影響を及ぼす恐れがある変更については、甲及び乙と管理組合等において協議するものとします。

(本件サービスの終了)

- 第十七条 本件サービスは、次の各号の事由が生じた場合は当然に終了するものとします。
- 一 甲と乙の間で締結した、本件サービスに関わる契約が終了した場合。
 - 二 管理組合等と甲の間に締結した、管理委託契約を終了又は本件サービスに関わる管理委託契約の会計・出納業務の変更をした場合。
- 2 管理組合等及び甲、乙は、その相手方に対し、3ヶ月前（前項第二号の管理委託契約の終了の申入れがある場合は同時に）までに、書面で本件サービスの終了の申入れを行うものとします。

(合意管轄)

- 第十八条 本規定に関し、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。
- (2011年11月)

＜マンション名＞ライオンズマンション元住吉第5

(総戸数: 60 戸)

(1) 管理委託費減額の目安

当月分請求件数		件	×	手数料 単価	円/件	} + =	減額目安 (月額、税抜) 2,999	
三菱東京UFJ銀行	15			19				
当月分請求件数		件	×	手数料 単価	円/件			
上記以外	46			59				

(2) 口座振替手数料の目安

- (i) 管理組合にご負担頂く毎月の手数料（管理費等の口座振替）目安額です。
- (ii) 管理費等の未収の再請求は、3ヶ月間口座振替で行うことを標準とします。

□ 未収なし → (1)と同額。

■ 未収あり → 以下の算出額。

未収 再請求本数	内 訳		未収 再請求分	当月 請求分	手数料目安 (月額、税抜)
1	三菱東京 UFJ銀行	1件 × 19 円/件	0	2,999	2,999
	上記以外	1件 × 59 円/件			

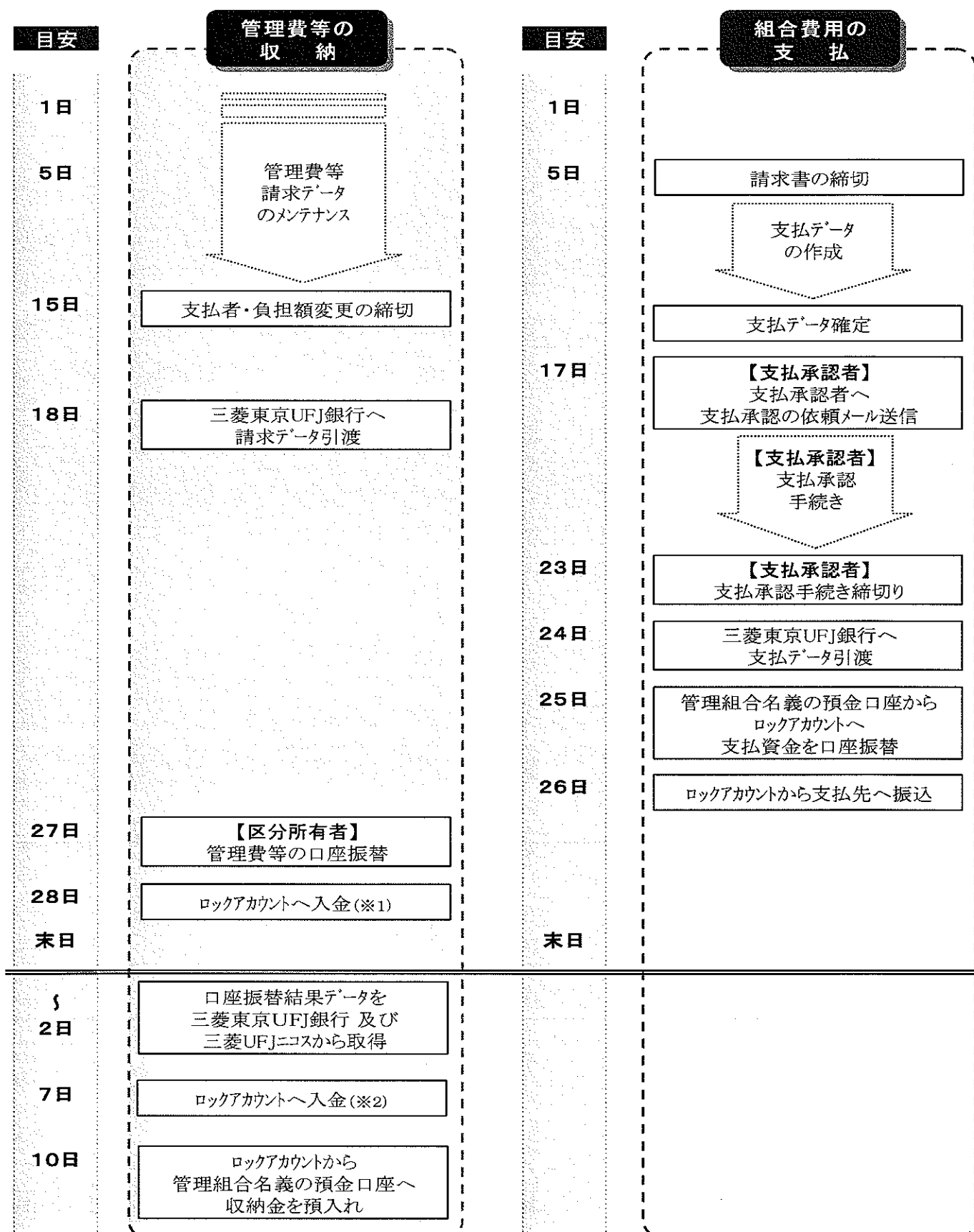
(3) 組合名義以外の振込口座

組合名義以外の 返還□座の有無	 「あり」	支払の内容	支払先	管理委託契約 への記載有無	支払先との契約書、 覚書、通知の有無
■ なし					
□ あり					

ご変更にあたってのご注意点

- ① ロックアカウントを通過する資金については、決済中の資金であることから、預り証又は残高証明書の発行はありません。
- ② 管理費等の口座振替手数料の「請求書」又は「領収書」については、三菱東京UFJ銀行及びニコスともに発行されません。
- ③ 管理費等収納金の収納口座への入金日は、口座振替日(27日)の翌月20日までとなりますが、暦により特定月となる2月の口座振替日が銀行休業日(27日(土)、28日(日))の場合、口座振替日は銀行営業日である翌月の3月1日(月)になるため、収納口座への入金はその翌月の4月20日までとなります。よって、3月には収納口座への入金はありません。
- 【該当年度】 2021年2月27日(土)、2027年2月27日(土)、2038年2月27日(土)、2049年2月27日(土)...
- ④ 支払承認については、支払期日に応じた承認締切日があり、承認期間は約1週間となります。
- ⑤ 通常、管理費等の滞納者に対する督促は「未入金のお知らせ」を送付しておりますが、移行時は送付いたしません。これに代わり移行時の督促は、口座振替利用者には「口座振替開始のご案内」を、振込者には「振込口座のご案内」を送付いたします。そのご案内の中で管理費等の滞納者には移行月前月までの未入金額も記載いたします。
- ※ 移行時に「口座振替開始のご案内」又は「振込口座のご案内」が送付されるため、「未入金のお知らせ」とあわせ二重の振込を回避するためです。

7. 月次スケジュール（目安）



※1 三菱東京UFJ銀行

※2 三菱UFJニコス